

JAS
0010

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

障害者が生産行程に携わった食品

Foods produced with the participation of persons with disabilities

2019年3月29日 制定

農林水産省

目 次

ページ

| | |
|--------------|---|
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 用語及び定義 | 1 |
| 3 要求事項 | 1 |
| 3.1 ノウフク生鮮食品 | 1 |
| 3.2 ノウフク加工食品 | 2 |
| 4 表示 | 2 |
| 4.1 ノウフク生鮮食品 | 2 |
| 4.2 ノウフク加工食品 | 2 |

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本基金から日本農林規格原案を具して日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

障害者が生産行程に携わった食品

Foods produced with the participation of persons with disabilities

1 適用範囲

この規格は、障害者が農林水産業における生産行程に携わった生鮮食品及びこれらを原材料とした加工食品について規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1

障害者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下“障害者総合支援法”という。）第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 37 条第 2 項に規定する者。

2.2

生鮮食品

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 2 に記載されるもの。

2.3

加工食品

食品表示基準別表第 1 に記載されるもの（酒類を除く。）。

2.4

ノウフク

障害者（2.1）が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組。

注記 就労には、障害者総合支援法による障害福祉サービス利用等によるものを含む。

2.5

ノウフク生鮮食品

ノウフク（2.4）により生産する生鮮食品（2.2）。

2.6

ノウフク加工食品

ノウフク生鮮食品（2.5）を原材料として使用した加工食品（2.3）。

3 要求事項

3.1 ノウフク生鮮食品

次の基準を満たさなければならない。

- a) 主要な生産行程に障害者が携わっていること。

注記 主要な生産行程とは、当該農林水産物の生産に直接関連する栽培、飼養、漁獲、養殖等における行程を指し、以下のものが考えられる。

- － 農産物の行程 種子等予措、育苗、耕耘、元肥施肥、は種、定植、追肥施肥、防除、除草、管理、収穫、調整、出荷、採取等
- － 畜産物の行程 繁殖、飼育、衛生・防疫、出荷、と殺、搾乳等
- － 水産物の行程 養殖の準備、育苗、飼育、衛生・防疫、収穫・水揚げ、出荷、漁具管理等

- b) 外部からの問合せに応じて、当該ノウフク生鮮食品の主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるものであること。

注記 回答する際には、問合せのあったノウフク生鮮食品に係る作業記録等を特定することが必要であり、特定する方法には、ノウフク生鮮食品に識別可能な番号又は記号を付して出荷すること、出荷先に識別可能な番号又は記号を伝達すること等がある。

3.2 ノウフク加工食品

次の基準を満たさなければならない。

- a) 原材料として、**3.1**の基準に適合するものとして日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条又は第30条の規定により格付された生鮮食品又は当該ノウフク加工食品を製造し、又は加工する者により生産された**3.1**の基準に適合する生鮮食品を、少なくとも1種類以上使用すること。
- b) 原材料のうち **a)**に規定するものについては、受入れから使用まで、他のものが混ざらないよう区分して管理すること。

4 表示

4.1 ノウフク生鮮食品

食品表示基準の規定に従うほか、次の事項を当該ノウフク生鮮食品、その包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示しなければならない。

- a) “ノウフク”という用語
b) a)の用語の説明

例 ノウフクとは、障害者が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組のことです。

4.2 ノウフク加工食品

食品表示基準の規定に従うほか、次の事項をその包装・容器に表示しなければならない。ただし、**d)**については、原材料として使用したノウフク生鮮食品と同一の種類の生鮮食品を使用する場合に限る。

- a) “ノウフク”という用語
b) a)の用語の説明

例 1 ノウフクとは、障害者が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組のことです。

- c) ノウフク生鮮食品を原材料に使用している旨
例 2 障害者が定植・収穫したにんじん使用
例 3 ノウフク生乳で作った牛乳
例 4 ノウフクホタテ使用

- d) ノウフク生鮮食品及びノウフク生鮮食品と同一の種類の原材料を合わせたものの重量に占めるノウフク生鮮食品の重量の割合（ノウフク生鮮食品及びノウフク生鮮食品と同一の種類の原材料を合わせたものの重量に占めるノウフク生鮮食品の重量の割合である旨の表示を表示すること。）

例 5 トマト（ノウフクトマト〇 %使用）

例 6 この商品に使用した鶏卵のうち障害者が生産に携わった鶏卵は〇割以上